

<裁判所への連絡について>

後見人等には、本人の意思を十分に尊重し、本人の心身の状態や生活の状況にも十分配慮した上で、本人の財産を管理し、本人の身上の保護を図る義務があります。したがって、本人の利益のためにどのようなことをすべきかは、基本的には後見人等の責任において自ら判断していただくことになり、裁判所は、後見人等が判断すべきことについては、「許可」をしたり「指示」をしたりすることはできません。ただし、裁判所は、後見人等がしようとしていることが本人の利益に反するおそれがあると判断した場合は、後見人等に何らかの「指示」をすることがありますし、その「指示」に応じない場合は、後見人等を解任することもあります。

後見人等の事務の中で、分からぬことや判断に迷うことがあった場合、まずは、このハンドブックをよく読んでください。インターネットを利用できる場合には、後見サイト内の「よくある質問」等も参考にして、どのようにしていくのかを判断してください。

それでも疑問が解決しない場合は、28頁の「連絡票」をコピーして（同内容の書式をA4判の用紙を用いて自分で作成していただいてもかまいません。），住所、氏名等の必要事項を記入の上、29頁以降の記載例を参考に、後見人等がどのようなことをしようとしているのか（方針）を連絡事項に記載して、裁判所に郵送又はファクシミリで送信してください。

後見人等の示した方針について、裁判所として後見人等にお尋ねしたいことや、指摘したいことがある場合には、裁判所が連絡票の送付を受けてから2週間以内に電話で連絡します。2週間以内に連絡がない場合には、後見人等が示した方針で進めていただきて差し支えありません。その期間を待つことができないお急ぎの事情がある場合は、その旨を連絡票に記載してください。

なお、電話や窓口でお問い合わせをいたしても、担当者がその場で対応することはできません。結局、連絡票を提出していただくことになりますので、上記のとおり、連絡票を利用して連絡してください。

また、後見人等には、疑問が生じたか否かに関わらず、裁判所に連絡していただかなければならぬこともあります。以下に「裁判所への連絡が必要な場合」を挙げましたので、これらのことが生じた場合にも上記と同様に「連絡票」に記載して、裁判所に連絡してください。

【裁判所への連絡が必要な場合】（括弧内は添付資料として提出していただくものです。）

○ 本人又は後見人等が転居したとき（29頁の記載例1(1), (2)参照）

（住所の異動のあるときには住民票、施設入所の場合は入所契約書のコピー）

○ 本人又は後見人等が死亡したとき（29頁の記載例2, 3参照）

（死亡診断書又は除籍謄本のコピー）

※ 後見人等が死亡した場合は、後見人等の親族の方に裁判所への連絡をお願いします。

○ 初回報告（財産目録、年間収支予定表、添付資料等）又は定期報告（後見等事務報告書、財産目録、添付資料等）の提出が遅れるとき（29頁の記載例4参照）

※ 遅れる理由や事情、提出が可能になる見込みの時期を簡潔に記載してください。

○ 大きな財産（不動産など）を処分するとき（30頁の記載例5参照）

（見積書のコピー、契約書案のコピー、不動産評価証明書等）

※ なお、本人の居住用不動産（本人が現在又は過去に居住した不動産や、将来居住する予定の不動産）を、売却したり、賃貸したり、抵当権を設定したりするなどの場合は、居住用不動産の処分許可の申立てが必要になります（34頁）。

○ 遺産分割や相続放棄をするとき（30頁の記載例6(1), (2)参照）

（遺産分割協議書案、遺産目録、不動産の全部事項証明書、預貯金通帳のコピー等）

※ 遺産分割の場合は本人の法定相続分が確保されているか否かを、相続放棄をする場合はその理由を、簡潔に記載してください。なお、後見人等と本人が共に相続人となる場合は、特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）選任の申立てが必要になります（34頁）。

○ 不動産売却代金、遺産、保険金など多額の金銭を受領したとき（31頁の記載例7参照）

（入金先の預貯金通帳のコピー等）

○ 高額商品（1件50万円以上の商品やサービス）を購入するとき（31頁の記載例8(1), (2)参照）

※ どのような必要性から、どのような商品等をいくらで購入するのかを簡潔に記載してください（商品等のパンフレットや見積書の提出を求めることがあります。）。

○ 債務を返済するとき（31頁の記載例9参照）

※ 誰に対するどのような債務につき、いくら返済するのかを簡潔に記載してください（債務の裏付資料の提出を求めることがあります。）。後見人等としてその債務の存否を判断しかねる場合は、その旨も記載してください。なお、債務の返済については、「Q&A」のQ8の3（59頁）も参照してください。

○ 立替金を清算するとき（32頁の記載例10参照）

※ 誰がどのようなものを立て替えており、その清算としていくら支払うのかを簡潔に記載してください（立替金の裏付け資料の提出を求めることがあります。）。後見人等としてその立替金債務の存否を判断しかねる場合は、その旨も記載してください。

基本事件番号 平成 年(家)第 号

- 東京家庭裁判所 後見センター 御中
 東京家庭裁判所 立川支部後見係 御中

連絡票

平成 年 月 日

(本人)

後見人等 印

住所

電話番号（日中連絡がとれる番号をお書き下さい。）

下記のとおり連絡いたします。

記

- ※ ハンドブック29頁以降の記載例を参考に記載してください。後見人等の示した方針について、不明な点や問題点がある場合に限り、連絡票の送付を受けてから2週間以内に裁判所から電話で連絡します。
- ※ 上記期間内に裁判所から連絡がない場合は、後見人等が示した方針で進めていただいて差し支えありません。
- ※ 上記期間を待つことのできないお急ぎの事情がある場合は、その旨を連絡票に記載してください。

連絡票（記載例）

1 (1) 本人が転居した場合

本人が、平成〇年〇月〇日に、〇〇老人ホームに入居しました。本人の住所も異動しましたので、異動後の住民票と老人ホームの入所契約書のコピーを同封しました。

1 (2) 後見人等が転居した場合

後見人の住所と連絡先が変更になりました。新しい連絡先は、住所：〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号、日中の連絡先は、〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇です。住所も異動しましたので、異動後の住民票の写しを同封しました。

2 本人が死亡した場合

平成〇年〇月〇日、本人が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。

3 後見人等が死亡した場合

平成〇年〇月〇日、後見人が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。私は、本人の兄の〇〇〇〇です。私への連絡は、住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、携帯電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇までお願いします。後任の後見人選任の申立てをする予定にしています。

4 定期報告（後見等事務報告書、財産目録、添付資料等の提出）が遅れる場合

〇月〇日までに後見事務の報告を求められましたが、株式の配当受領書等の資料を取り寄せているため、2週間ほど提出が遅れます。〇月〇日（延期希望日）までには提出します。

5 大きな財産（不動産など）を処分する場合

※ 居住用不動産を処分する場合は、改めて申立てが必要になります。

所在地「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号」の不動産の土地及び建物を売却したいと考えています。

不動産業者の見積書を同封します。見積書によれば、不動産は1500万円で売却できそうですが、建物は古すぎるので、売却する際には解体をしなければならないとのことです。そのため、解体費が300万円かかります。さらに仲介料など100万円を引くと、本人の元には1100万円が残りそうです。

この条件は、他の不動産会社に確認しても、妥当な金額とのことですので、この条件で売却したいと思いますが、不明な点や問題点があったら連絡してください。

6 (1) 遺産分割をする場合

平成〇年〇月〇日、本人の父が死亡し、遺産分割の必要が生じました。相続人は、本人とその母の二人です。遺産は、同封した遺産目録、不動産全部事項証明書、預金通帳のコピーのとおり、不動産と預金のみです。不動産の固定資産税評価額は1000万円、預金残高は1000万円です。

同封した遺産分割協議書案のとおり、本人が預金を、母が不動産を、それぞれ相続することとしました。本人の法定相続分2分の1は確保されておりますので、この内容で遺産分割を進めたいと思います。不明な点や問題点があったら連絡してください。

6 (2) 遺産分割のための特別代理人選任を申し立てる場合

後見人と本人とは親子ですが、平成〇年〇月〇日、本人の夫（私の父）が死亡したため、遺産分割を行うことになりました。相続人は、本人と私と妹の3人です。後見人と本人が共同相続人なので、遺産分割をするための特別代理人の選任の申立てをする予定です。裁判所に遺産分割協議書案、遺産目録、不動産の固定資産評価証明書、預貯金の残高証明書のコピーを提出します。この内容で、特別代理人選任の申立てをして遺産分割を進めたいと思います。不明な点や問題点があったら連絡してください。

7 不動産売却代金、遺産、保険金など多額の金銭を受領した場合

平成〇年〇月〇日、本人が受取人となっている〇〇生命保険株式会社の死亡生命保険金 1 0 0 0 万円を受領しました。保険金は、本人名義の〇〇銀行〇〇支店普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇）に入金されています。

保険金の支払通知書と入金先の預金通帳のコピーを同封しました。

8 (1) 高額商品を購入する場合

※ おおよそ 5 0 万円以上の商品やサービスを購入する場合に連絡票を使用してください。

本人が自宅で転倒し、足を骨折したため、車椅子が必要になりました。価格 5 0 万円の車椅子を購入しようと思っていますが、不明な点や問題点があつたら連絡してください。

8 (2) 改装費の支出

このたび、本人を自宅で介護することになったため、床のバリアフリーと手すりを取り付ける改装工事を行う予定です。建設業者の見積書によると、改装費は約 2 0 0 万円かかりますが、このうち 1 0 0 万円を本人の財産から支出し、残りの 1 0 0 万円は後見人が負担したいと考えています。不明な点や問題点があつたら連絡してください。

9 債務を返済する場合

本人の兄から、平成〇年〇月〇日に本人に貸した 3 0 0 万円を返済してほしいと求められました。当時、本人は離婚の慰謝料などで金が必要だったようです。借用書は残っていませんが、平成〇年〇月〇日に本人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇）に兄から 3 0 0 万円振り込まれていることから、本人の兄の話は信用できると考えています。本人の預貯金残高は 1 0 0 0 万円以上ありますので、兄に一括返済しようと思っていますが、不明な点や問題点があつたら連絡してください。

10 立替金を清算する場合

本人の半年分の施設利用料として合計100万円を、後見人である私が立て替えて支払っていました。今回、本人に対して保険金が900万円支払われたので、清算したいと考えております。立替金の明細は同封した書面のとおりです。念のため領収書のコピーも同封します。不明な点や問題点があつたら連絡してください。

11 その他

本人の三女が結婚することになりました。結婚祝いとして、本人の預貯金から50万円を出したいと考えています。

本人の長女はすでに結婚しており、その時には本人の判断で、結婚祝いとして50万円を出しております。また、本人の長女、二女、長男は全員、結婚祝いとして50万円を援助することに同意しています。

不明な点や問題点があつたら連絡してください。



回答できない例

本人の三女が結婚することになりました。結婚祝いとして、本人の預貯金からいくらなら出しても良いでしょうか？

本人の財産管理は、基本的には後見人等の裁量に委ねられています。そのため、本人の財産管理については、「11その他」のように、後見人等が何をしたいのかについて、具体的に後見人等としての方針を示してください。「回答できない例」のように、どうすれば認められるかといった質問にはお答えできません。

<現金出納帳について>

後見人が手元で管理している本人の現金について、出納帳をつけてください。

下の記載例は、本人が家族2人と同居している場合、食費や日用品の費用などの生活費が、家族全体で15万円程度かかるため、本人に、そのうちの3分の1を毎月負担してもらっているという場合の出納帳の記載例です。

生活費等の日常的な出費については、生活の実情にあわせて決めてください。

年月日	項目	収入	支出	残高(円)
29. 3. 2	財産目録1記載口座より引出	50,000円		50,000円
29. 3. 3	食料品等購入		8,921円	41,079円
29. 3. 4	被後見人の衣類購入		12,890円	28,189円
29. 3. 12	食料品等購入		6,522円	21,667円
29. 3. 22	食料品等購入		6,011円	15,656円
29. 4. 2	財産目録1記載口座より引出	50,000円		65,656円
29. 4. 5	食料品等購入		8,222円	57,434円
29. 4. 10	被後見人の衣類購入		8,980円	48,454円
29. 4. 11	慶弔費用		5,000円	43,454円
29. 4. 12	食料品等購入		8,898円	34,556円
29. 4. 15	食料品等購入		7,010円	27,546円
29. 4. 18	町内会費		6,000円	21,546円
29. 4. 21	食料品等購入		8,761円	12,785円

※ なお、本人の財産の管理は預貯金によって行っていただくことを原則としていますので、現金による管理額は50万円を超えないようご注意ください。

<選任後の各種申立てについて>

1 特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任申立て

(1) 概要

本人と後見人等が共同相続人として遺産分割協議をする場合など、本人と後見人等の間の利益相反行為（法律上の利害が衝突する法律行為）については、後見人等に代わって、裁判所が選任した別の人（特別代理人、臨時保佐人、臨時補助人）が本人を代理します。

(2) 申立てに必要なもの

① 申立書

東京家庭裁判所後見センター及び立川支部の窓口で配布しているほか、後見サイトからもダウンロードすることができます。

② 収入印紙 800円（申立書に貼付してください。）

③ 郵便切手 818円（82円×9枚、10円×8枚）

④ 添付書類

申立書添付の説明文書でご確認ください。

(3) その他注意事項

① 裁判所は、本人のために公正に代理権を行使できる方を特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）として選任しますので、必ずしも候補者として挙げていただいた方が選任されるとは限りません。

② 審理期間は3週間から1か月程度が目安です。申立ては時間に余裕を持って行ってください。

2 居住用不動産処分許可の申立て

(1) 概要

本人の居住用不動産（現に居住していないなくても、本人が過去に居住していた不動産や、病院や施設等を出た後、将来的に居住する予定の不動産も含まれます。）を処分するには、裁判所の許可が必要です。裁判所の許可を経ずに行った契約は無効となります。処分とは、売却したり、取り壊したり、抵当権等を設定したり、賃貸に出したりすること等をいいますが、持ち家でなくとも、賃貸借契約を解除する場合も処分にあたります。

(2) 申立てに必要なもの

① 申立書

東京家庭裁判所後見センター及び立川支部の窓口で配布しているほか、後見サイトからもダウンロードすることができます。

② 収入印紙 800円（申立書に貼付してください。）

③ 郵便切手 82円

④ 添付書類

申立書添付の説明文書でご確認ください。

(3) その他注意事項

処分が必要である事情について、裁判所に予め連絡票（28頁）を送付してい

ただいたうえで、事実上取引の交渉を開始し、取引が成立する一歩前の段階で申立てを行ってください。審理には日数を要しますので、取引日は、余裕を持って設定しておいてください。

3 報酬付与の申立て

(1) 概要

後見人等が本人の財産から報酬を受け取るためには、裁判所の審判が必要です。裁判所に報酬付与の審判の申立てをして、裁判所から報酬を付与する旨の審判がなされた後、認められた額だけを本人の財産から受け取ることができます。

(2) 申立てに必要なもの

① 申立書

東京家庭裁判所後見センター及び立川支部の窓口で配布しているほか、後見サイトからもダウンロードすることができます。

② 収入印紙 800円（申立書に貼付してください。）

③ 郵便切手 82円

④ 添付書類

申立書添付の説明文書でご確認ください。

4 後見人等辞任・選任の申立て

(1) 概要

後見人等は、正当な事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て、後見人等を辞任することができます。正当な事由とは、例えば、後見人等が高齢、病気になったり、負担が重くなったりして、職務を遂行できなくなった場合が考えられます。後見人等辞任の申立てをする場合は、後任の後見人等を選任する申立てを同時にさせていただくことになります。

(2) 申立てに必要なもの

① 申立書

東京家庭裁判所後見センター及び立川支部の窓口で配布しているほか、後見サイトからもダウンロードすることができます。

② 収入印紙 3,000円分

（内訳 申立費用800円×2、登記費用1,400円）

③ 郵便切手 4,130円分

（内訳 500円×4枚、100円×5枚、82円×15枚、62円×3枚、
20円×5枚、10円×10枚、1円×14枚）

④ 添付書類

申立書添付の説明文書でご確認ください。

5 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て

成年後見人（保佐人、補助人を除く。）は、本人の財産を正確に把握し適切な財産管理を行うために必要がある場合、本人に宛てた郵便物等の配達（回送）を受ける申立てをすることができます。これは、成年後見人が、任意の方法によっては本人宛ての郵便物等の内容を把握できず、財産管理事務に支障が

生ずるような場合にのみ認められ、郵便物の受取りや成年後見人への郵便物の引渡しについて施設や親族の協力を得られるような場合には認められません。
申立てを検討している場合は、事前に連絡票等で裁判所にご相談ください。

6 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立て

成年後見人（保佐人、補助人を除く。）は、本人が死亡した場合において、本人の遺体の火葬又は埋葬（土葬）に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（具体例は以下の a～d）をするには、裁判所の許可が必要です。

ただし、成年後見人が本人の相続人としてその行為をする場合は、裁判所の許可はいりません。

- a 本人の遺体の火葬又は埋葬（土葬）に関する契約の締結（葬儀に関する契約は除く。）
- b 債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻し（振込により払い戻す場合を含む。）
- c 本人が入所施設等に残置していた動産等に関する寄託契約の締結
- d 電気・ガス・水道の供給契約の解約 など

申立てを検討している場合は、事前に連絡票等で裁判所にご相談ください。

＜成年後見登記の変更・終了登記について＞

本人の住所や本籍、氏名が変わったり、後見人等の住所や氏名が変わったりしたときは変更登記を、本人がお亡くなりになったときは終了登記を行う必要がありましたが、法律上、その手続は、裁判所ではなく、後見人等や本人の親族の方が行うことになっています。

なお、変更・終了登記の手続は、東京法務局以外の法務局では受け付けていません。

申請先（問い合わせ先）

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 4階

東京法務局 民事行政部 後見登録課

電話03-5213-1360（ダイヤルイン）

※ 裁判所への連絡（26～29頁）も忘れないようにお願いします。

＜本人死亡時の裁判所等への報告について＞

【後見人等が相続人の場合】

1 裁判所への報告

【本人がお亡くなりになった日から2週間以内】

死亡診断書又は除籍謄本のコピーを添えて死亡の連絡をしてください。

(連絡票の記載は26~29頁のとおりです。)

※ 前回の報告から死亡時までの報告は、裁判所から特に提出を求められない限り不要です（監督人が選任されている場合には、監督人の指示に従ってください。）。

2 終了登記の申請

東京法務局後見登録課に終了登記の申請をしてください。

(申請先・問い合わせ先は、37頁に記載されています。)

【後見人等が相続人でない場合】

1 裁判所への報告

(1) **【本人がお亡くなりになった日から2週間以内】**

死亡診断書又は除籍謄本のコピーを添えて死亡の連絡をしてください。

(連絡票の記載は26~29頁のとおりです。)

※ 前回の報告から死亡時までの報告は、裁判所から特に提出を求められない限り不要です。

(2) **【本人がお亡くなりになった日から2か月以内】**

管理の計算（未精算の費用等を清算し、相続人に引き継ぐ財産を確定する。）をしてください（裁判所への報告は不要です。監督人が選任されている場合には、監督人の指示に従ってください。）。

(3) **【本人がお亡くなりになった日から6か月以内】**

本人の財産を相続人に引き継ぎ、相続人から受領した引継書（40頁）を裁判所に提出してください。

なお、相続人への引継ぎが困難な事情（相続人が受取りを拒否している、相続人のいることが明らかでない、相続人の調査に時間を要するなど）がある場合には、担当書記官にご連絡ください。

2 終了登記の申請

東京法務局後見登録課に終了登記の申請をしてください。

(申請先・問い合わせ先は、37頁に記載されています。)

引継書（書式例）

事件番号 平成 年（家）第 号（本人）

平成 年 月 日

- 東京家庭裁判所 後見センター 御中
 東京家庭裁判所 立川支部後見係 御中

住所

氏名 印

（相続人の方が署名・押印してください。）

引継書

亡_____の後見人等であった_____から、遺産の引

継ぎを受けました。